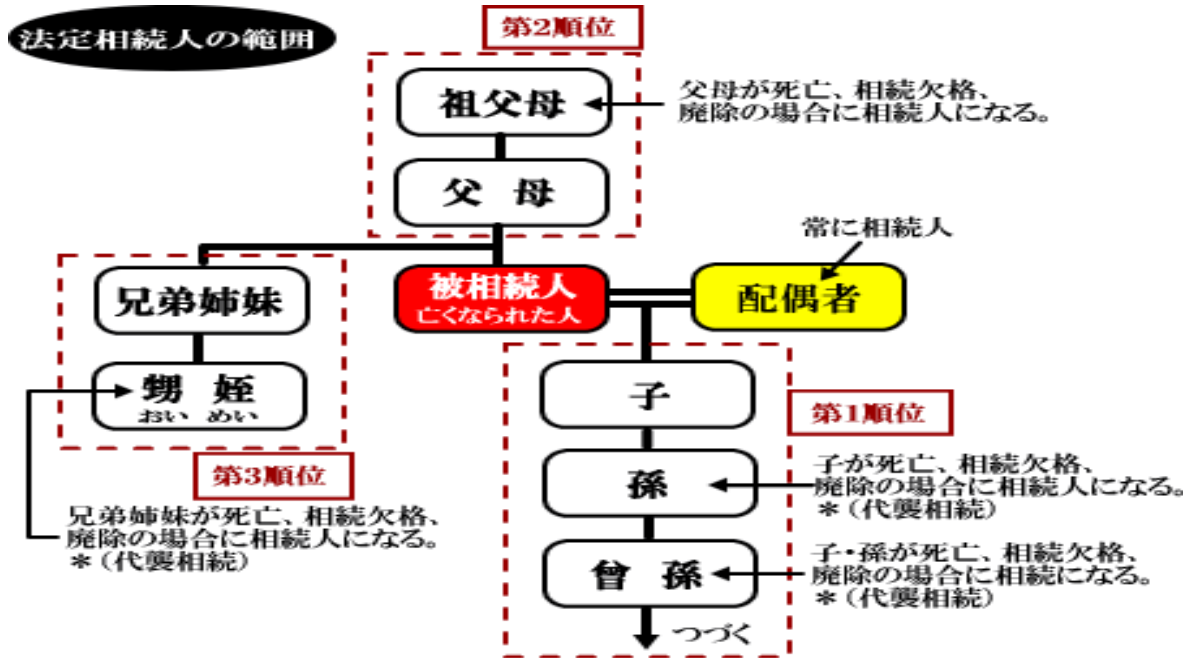


【法定相続人】



※ 法定相続人の範囲は、戸籍に基づいて判断されます。

- ◆ 死亡者に配偶者がいる場合は、上記の第1～第3順位にあたる者が“いる、いない”に関わらず、常に相続人となります。
- ◆ 本来なら相続人になるべき人が先に死亡している場合は、その子孫が相続権を有します。(代襲相続)
子(死亡)→孫(死亡)→曾孫(死亡)→曾々孫(死亡)→…(6世の子孫まで)
- ◆ 死亡者に子孫がない場合には父母、父母もいない場合には祖父母が相続人となります。(6世の祖先まで)
- ◆ 死亡者に子孫、父母、祖父母がいない場合には、兄弟姉妹が相続人となります。兄弟姉妹が死亡している場合には、甥・姪が代襲相続します。

遺産の分割にあたっては、個々の遺産の種類、性質、各相続人の状態を考えに入れたうえで、公平適切におこなわれなければならないと規定し(民法 906 条)、遺産を一人がもらって、他の相続人には遺産をもらった者が金銭で支払うといった方法も認められています。

【民法】

〔子及びその代襲者等の相続権〕

第887条 被相続人の子は、相続人となる。

2 被相続人の子が、相続の開始以前に死亡したとき、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その相続権を失ったときは、その者の子がこれを代襲して相続人となる。ただし、被相続人の直系卑属でない者は、この限りでない。

3 前項の規定は、代襲者が、相続の開始以前に死亡し、又は第891条の規定に該当し、若しくは廃除によって、その代襲相続権を失った場合について準用する。

〔直系尊属及び兄弟姉妹の相続権〕

第889条 次に掲げる者は、第887条の規定により相続人となるべき者がいない場合には、次に掲げる順序の順位に従って相続人となる。

一 被相続人の直系尊属。ただし、親等の異なる者の間では、その近い者を先にする。

二 被相続人の兄弟姉妹

2 第887条第2項の規定は、前項第2号の場合について準用する。

〔配偶者の相続権〕

第890条 被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、第887条又は前条の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。

〔共同相続の効力〕

第898条 相続人が数人あるときは、相続財産は、その共有に属する。

〔遺産の分割の基準〕

第906条 遺産の分割は、遺産に属する物又は権利の種類及び性質、各相続人の年齢、職業、心身の状態及び生活の状況その他一切の事情を考慮してこれをする。

〔遺産の分割の協議又は審判等〕

第907条 共同相続人は、第908条の規定により被相続人が遺言で禁じた場合を除き、いつでも、その協議で、遺産の分割をすることができる。

2 遺産の分割について、共同相続人間に協議が調わないとき、又は協議をすることができないときは、各共同相続人は、その分割を家庭裁判所に請求することができる。

3 前項の場合において特別の事由があるときは、家庭裁判所は、期間を定めて、遺産の全部又は一部について、その分割を禁ずることができる。